

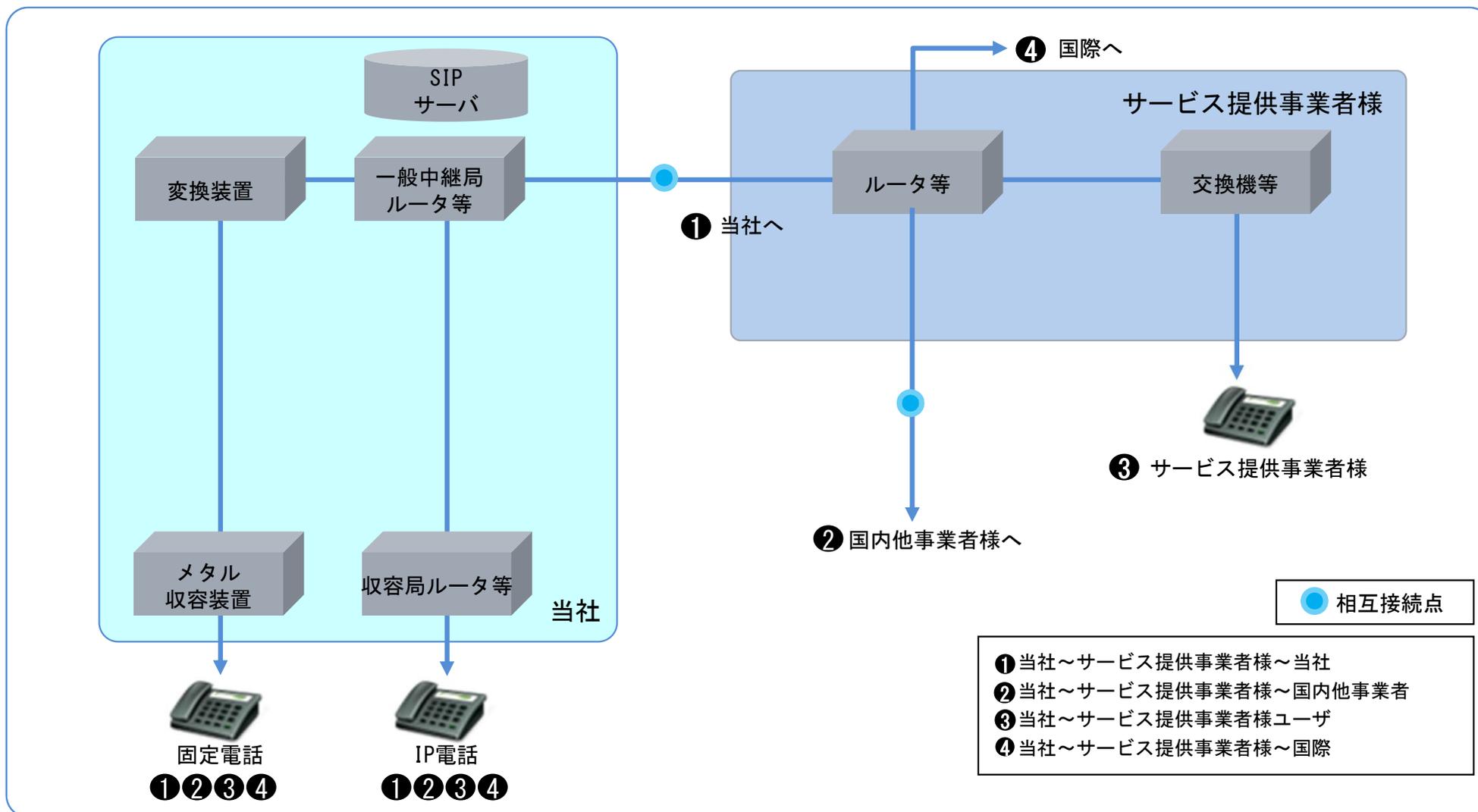
# 第1章

---

## 電話系相互接続

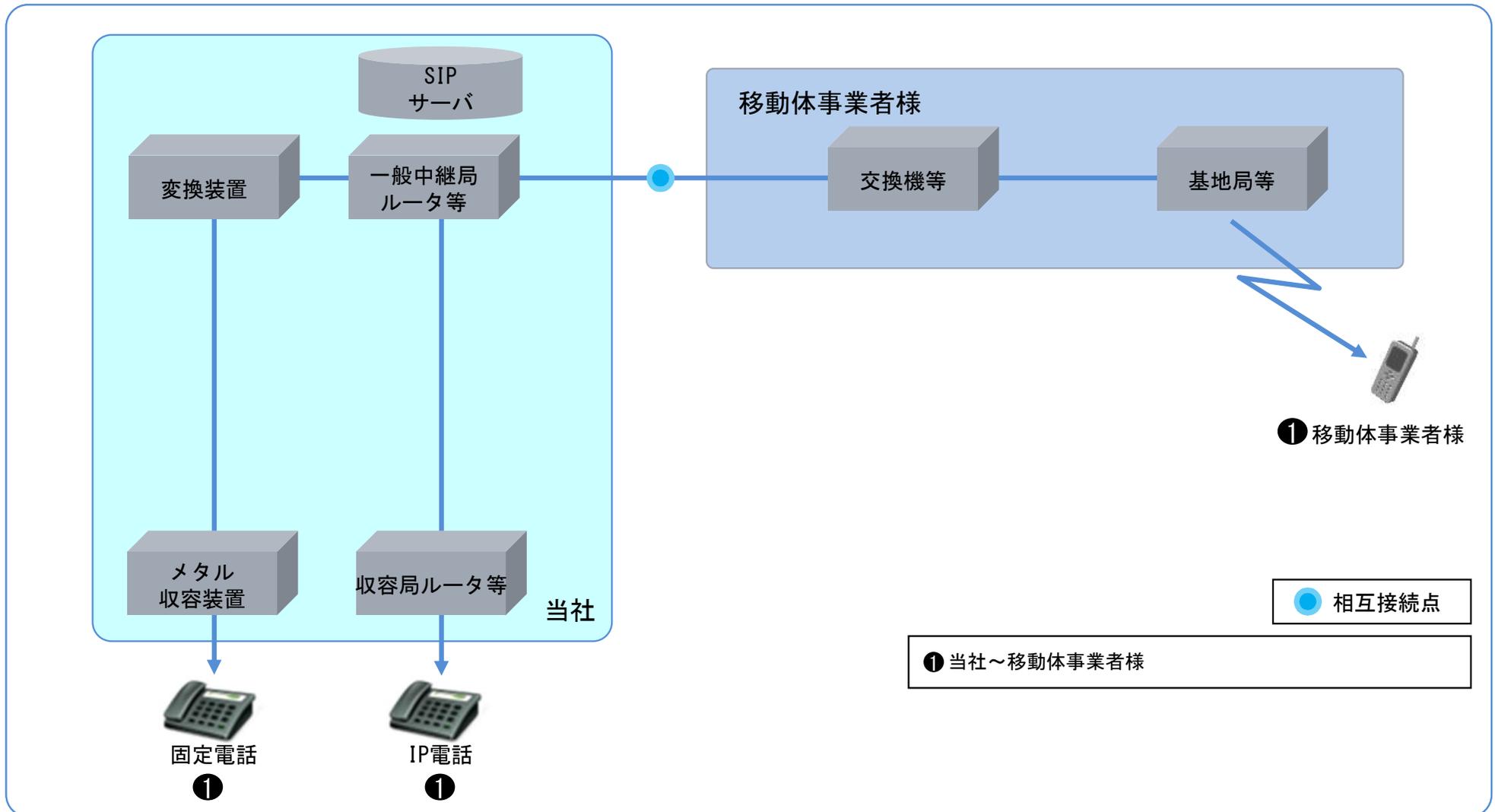
# I-1 相互接続の主な形態—サービス提供事業者様との接続例

サービス提供事業者様との代表的な接続形態を示します。



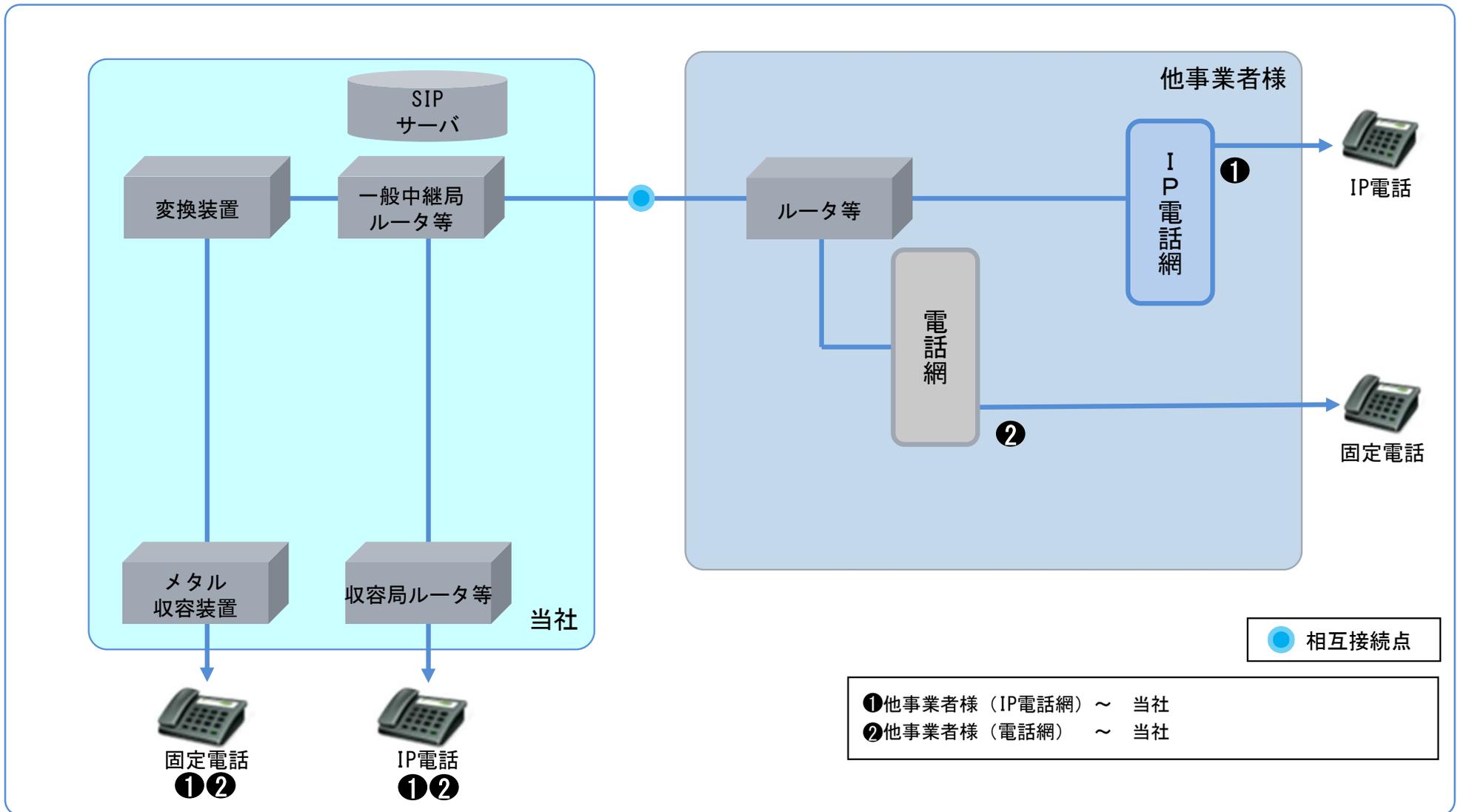
## I-2 相互接続の主な形態—移動体事業者様との接続例

移動体事業者様との代表的な接続形態を示します。



# I - 3 相互接続の主な形態 - IP電話事業者様との接続例

IP電話事業者様との代表的な接続形態を示します。



# I - 4 電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ①

## 様式 8

### 記入要領

東日本電信電話株式会社  
相互接続推進部長  
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

〇〇〇株式会社  
〇 〇 〇 〇

### 事前調査申込書

次のとおり、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申込みます。

接続（変更）の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続（変更）希望時期	〇年〇月〇日
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	〇〇株式会社 〇〇部 〇〇〇担当 〇〇 〇〇 Tel Fax

注) 本申込書において「公表約款」とは「指定電気通信設備との接続に関する契約約款」を言います

### 記入要領

指定電気通信設備との接続箇所を指定し記述してください。

### 協議事項に関する具体的内容 (1/2)

公表約款第5条第1項から接続箇所を特定してください。

1. 接続箇所									
接続約款記載の接続箇所	例) 公表約款第5条第1項標準的接続箇所表中第7-2欄とする								
接続約款記載以外の接続箇所									
2. 電気通信設備の分界点									
(1) 相互接続点設置希望場所	例1) NTT〇〇ビル内 例2) 弊社××ビル内(〇〇市〇〇町〇番〇号) 例3) 弊社とNTT東日本との間に設置する弊社マンホール内								
3. 接続対象地域									
(1) 弊社接続対象地域	例1) 弊社が総務大臣の登録を受けた範囲								
(2) 相互接続点毎の接続対象地域	相互接続点〇〇〇 弊社網接続エリア 例1) 弊社の〇〇サービスエリア 例2) 弊社の東京営業エリア NTT東日本網接続エリア 例1) 関東エリア 例2) 全国								
(2) 相互接続点毎の接続対象地域	相互接続点××× 弊社網接続エリア 例1) 弊社のサービスエリア 例2) 弊社の東京営業エリア NTT東日本網接続エリア 例1) 北海道								
4. 接続の技術的条件（物理的、電氣的、論理的的条件）									
新たな技術的条件の追加の有無	有 無								
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章 技術的条件 技術的条件集 第2章形態別技術的条件第〇節形態〇-〇のとおりとする。 ただし、第〇条（接続方式）は、第〇項を適用する。								
接続約款の技術的条件を特定してください。	<table border="1"> <tr> <td>回線留保</td> <td>優先発ユーザー留保回線制御機能</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>留保</td> <td>両方向留保回線制御機能</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </table>	回線留保	優先発ユーザー留保回線制御機能	有	無	留保	両方向留保回線制御機能	有	無
回線留保	優先発ユーザー留保回線制御機能	有	無						
留保	両方向留保回線制御機能	有	無						
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合									

NTT東日本網との新規の接続の場合記述してください。

相互接続点毎の接続対象地域を、御社網及びNTT東日本網について記述してください。

それぞれ選択してください。

接続約款の技術的条件と違う条件で接続を希望する場合はこちらに記述してください。

# I-4 電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ②

## 記入要領

### 協議事項に関する具体的内容 (2/2)

5. 電気通信設備の建設に係る事項		相互接続点ごとの設備量（回線数、トラヒック、最繁忙呼数、最繁忙日呼数）等を記述してください。
(1) 相互接続点毎の交換設備/回線設備の設備量	例) 相互接続点：○○ S年度	2. 電気通信設備の分界点 (1) 相互接続点設備希望場所が、NTT東日本ビル内である場合のみ記述してください。
(2) NTT東日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等	S+1年度 S+2年度 例1) 使用する装置は現在と同じであるが、●●装置を2ユニット増設希望装置の寸法は、高○○×幅○○×奥○○(m) 例2) NTT東日本様様の●●装置を1ユニット装置希望	
6. 接続形態		
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章 接続形態 別表2の2-1 第○号～第○号・・・第●号～第●号とする。
	任意約款	第6章 接続形態 別表2の2 第○号～第○号・・・第●号～第●号とする。
接続約款記載の接続形態以外の場合		別表1 接続形態のとおり 接続約款記載の接続形態以外の接続形態を希望する場合はこちらに記述してください。
7. 網改造料の対象となる機能		
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能第○号、第○号及び第○号とする。	
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要	例) 御社の電気通信設備を経由して、弊社と○○事業者の電気通信設備を接続する機能 接続約款料金表第2（網改造料）に記載する機能を選択し記述してください。	
8. 業務遂行上の協力事項		
(1) NTT東日本に協力を依頼する事項（接続約款適用の場合は、規定事項以外）	接続約款に記載が無い機能の利用を希望する場合にその機能の概要を記述してください。	
9. 事業者識別番号及びその種別		
事業者識別番号	( )	( )
国内基本かつ国内付加サービス共用		
国内付加かつ国際付加サービス共用		
国内基本かつ国際基本サービス共用		
国際基本サービス専用		
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄の○印を記入。		
10. その他		
	例) SIP信号条件は、別添●のとおり。等	

## 記入要領

## 別紙 1

### 接続形態

	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1	弊社		NTT東日本
2	NTT東日本		弊社
3			
4			

	第2表	第3表	第4表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1	弊社	弊社	弊社
2	NTT東日本	NTT東日本	—
3			
4			

# I - 4 電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ③

## 様式3

### 記入要領

東日本電信電話株式会社  
相互接続推進部長  
○○○ 殿

○○○ 第 号  
令和 年 月 日

○○○ 株式会社  
○○○

### 相互接続点調査及び設置申込書

貴社接続約款第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第1項の規定により、相互接続点調査の依頼及び相互接続点の設置に係る申込みを行います。

記

#### 1. 調査依頼内容

対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事
○○ビル	別紙による	○年○月○日	

#### 2. 調査費用

調査に要した費用は別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 第37条の5（一括申込み）第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

以上

### 記入要領

地区名（ビル名）	○○ビル	調査の対象とするNTT東日本ビル名を記入してください。
業務開始予定時期	専用サービス	年 月 日
	電話サービス	○○年○○月○○日
伝送区間	NTT東日本	○○ビル（伝送端局名）
	NCC	△△ビル（伝送端局名）
伝送方式	例1) F600M 方式 例2) SDH156Mb/s	
伝送システム数	S時	例) 1+1 SYS（現用+予備）
	終局	
接続次群	例) STMO/STM1	
アンテナ種別、数量	NTT東日本ビル内に設置を希望する装置ごとの寸法を記入してください。	
設備概要	外形の寸法	高○○×幅○○×奥○○（m）
	総重量	Kg/m <sup>2</sup>
	発熱量	例1) 約○○○kcal/h 例2) 約○○○W
	所要容量	例) -48V±4.8V
	電圧規格	例) DC±5V以内
	電磁誘導	VCCI適合
キャビネット排気条件	排気種別	<input checked="" type="checkbox"/> 上部 <input type="checkbox"/> 背面（前面） <input type="checkbox"/> 側面
	排気ファン	<input checked="" type="checkbox"/> 有（強制空冷） <input type="checkbox"/> 無（自然空冷）
空気設備概要	温度条件	例) 25℃±15℃
	湿度条件	例) 65±20%
電力設備概要	電源種別	例) DC-48V
	供給条件	例) 無停電
	接地種別	例1) 通信用アース（+接地） 例2) 第3種保安器アース
線路・土木設備	ルート数	例) 1ルート
	管路条数	例) 1条
	ケーブル条数	NTT東日本ビルへのケーブル引き込み条数を記入してください。
	心線種別	例) SM
その他	ケーブルの種別を記入してください。	

専用サービスの場合記入してください。

電話サービスの場合記入してください。

NTT東日本ビル内に設置を希望する装置ごとの寸法を記入してください。

VCCIの基準に適合している装置かどうかを記入してください。

単位面積当たりの重量を記入してください。

各装置ごとの電圧規格を記入してください。

電力の供給を受ける場合の条件があれば記入してください。

NTT東日本ビルへのケーブル引き込みルート数を記入してください。

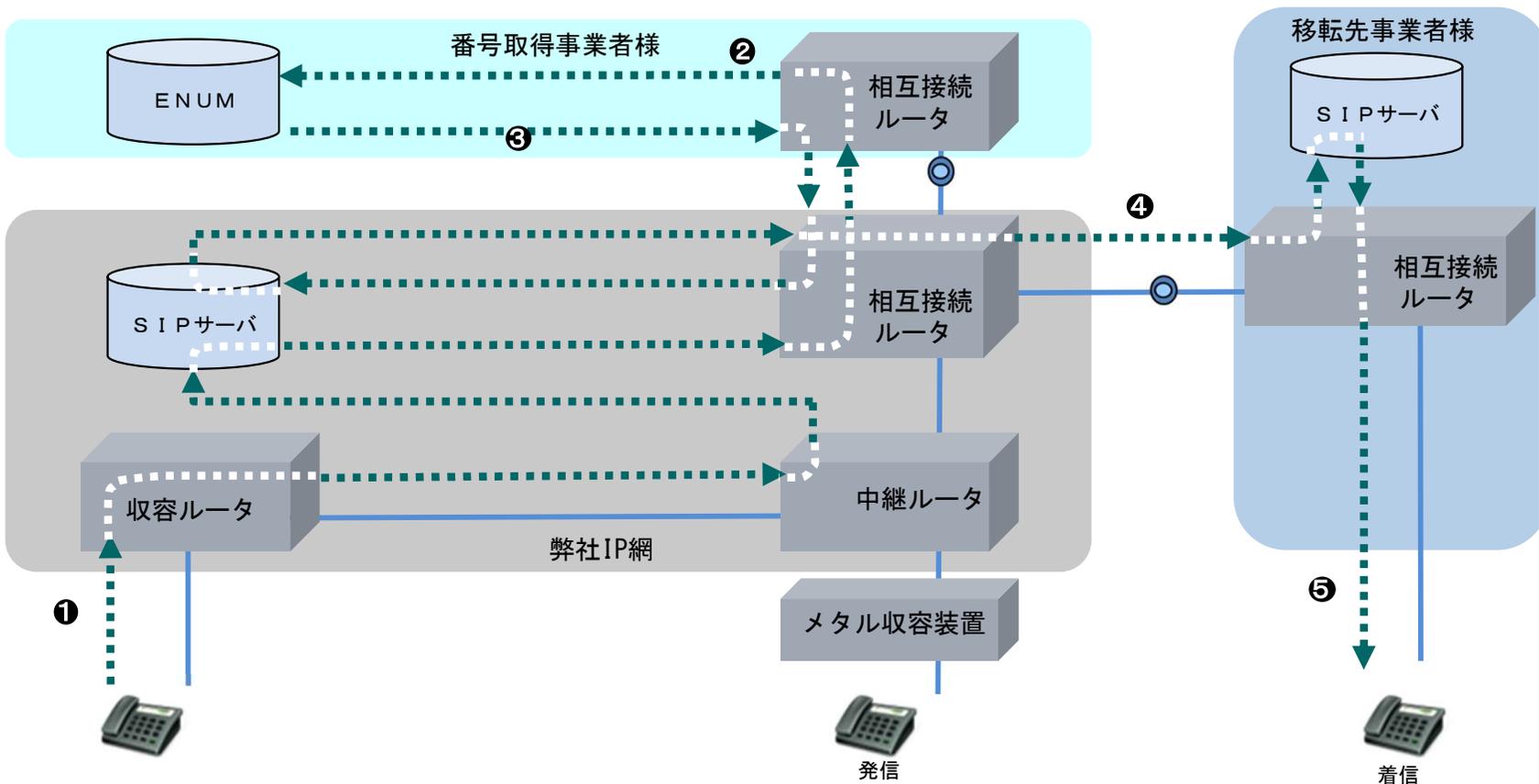
NTT東日本ビルへのケーブル引き込みのための管路条数を記入してください。

NTT東日本ビルへ引き込むケーブルの心線数を記入してください。

## Ⅱ 固定番号ポータビリティの提供

固定番号ポータビリティとは、利用者がこれまで自らの番号として用いていた電話番号等を変更せずに、その利用契約する電気通信事業者を変更できるようにするものです。

### 固定番号ポータビリティ

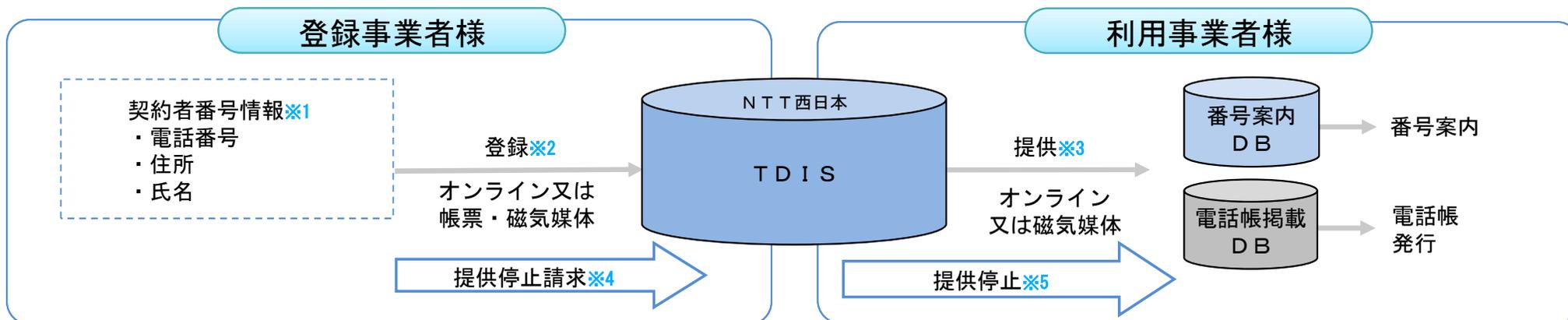


- ① 発信ユーザは契約する電気通信事業者へ呼を発信
- ② 発信事業者は総務省から着信先の電気通信番号の指定を受けている電気通信事業者の番号データベース（ENUM）へ着番のドメインについて問い合わせ
- ③ 番号取得事業者は番号データベース（ENUM）に設定された着番の移転先事業者ドメインを発信事業者へ回答
- ④ 発信事業者は回答されたドメインを基に移転先事業者へ発信
- ⑤ 移転先事業者は契約する着信ユーザへ呼を着信させる

### Ⅲ 番号情報データベース（T D I S）の提供

番号情報データベース（TDIS）は、NTT東西を含む直収電話番号を持つ事業者様や携帯電話事業者様がTDISへの登録事業者となり、登録された番号情報（電話番号、住所、氏名）を番号案内事業者様や電話帳発行事業者様が利用事業者としてご活用いただけます。

 接続約款第97条の2、第97条の3



#### 解説

- ※1 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等の法令及び「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和4年3月31日個人情報保護委員会・総務省告示第4号）」（以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）に違反、電話帳掲載（①職業別：住所・企業名・電話番号・職業を電話帳に掲載或いはこれらのデータを販売するもの。②その他：①以外で、住所・氏名（企業名）・電話番号を電話帳に掲載するもの。注：※電子データをダウンロードし加工されることで、逆検索等、個人情報の不当な二次利用が行われるおそれがあることから、TDIS利用事業者による個人名の電磁媒体（Web、CD等）での第三者への提供は禁止とします。）又は番号案内（オペレーター等への問合せに対して、住所・氏名・企業名から特定できる電話番号を案内するもの）に必要な範囲で当社が別に定めるものに限り、また、
- ※2 次の場合を除き契約者番号情報登録を行います。
- その協定事業者が接続約款料金表第1表第1（網使用料）2-8（番号案内機能等）第4欄に規定する網使用料若しくは第68条（手続費の支払義務）に規定する手続費の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合。
  - 協定事業者が、登録する契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合。
    - 協定事業者は、契約者に対し、電話帳への掲載及び番号の案内を省略するかどうかを選択可能とすること（この場合において、協定事業者は契約者に対し、番号の案内のみを行うかどうかを選択可能とすることができます）。
    - 協定事業者は、契約者が電話帳への掲載及び番号の案内の省略を選択した場合には、当社の番号情報データベースへの登録を請求しないこと。
    - 協定事業者は、契約者が番号の案内のみを行うことを選択した場合には、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースへの登録を請求すること。

- 協定事業者は、その契約者から契約者の番号情報を登録するよう請求された場合は、当社の番号情報データベースに遅滞なく登録を請求すること。
    - その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

次の場合を除き番号情報データベースに收容された契約者番号情報を提供します。

    - その協定事業者（協定以外の契約により番号情報データベースに收容された契約者の番号情報を利用する事業者を含みます。）が料金表第1表第1（網使用料）2-8（番号案内機能等）第5欄に規定する網使用料の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合。
    - 協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合
      - 協定事業者が契約者の番号情報の提供を受けた場合には、協定事業者のデータベースを遅滞なく修正すること。
      - 登録事業者の契約者の権利利益を不当に害しないこと
      - 協定事業者が、自ら電話帳掲載又は番号案内を行う目的のためだけに、番号情報データベースに登録された番号情報を利用すること。
      - 契約者の番号情報が、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースに登録されているときは協定事業者は、番号の案内を行う目的のためだけに、当該番号情報を利用すること。
  - その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。
- 当社に対して、番号情報データベース利用事業者が「個人情報保護ガイドライン等」に違反していることを証する書面を提出して、当該利用事業者に対する自社の契約者に係る番号情報の提供を停止するよう請求することができます。ただし、当該利用事業者から番号情報の提供停止に関して苦情、訴え等があった場合には、当社の責めに帰すべき事由がない限り、登録事業者の責任により対応していただきます。
- ※5 当社は、登録事業者からの番号情報提供停止の請求があった場合には、その請求に理由がないものと認められない限り、その旨を番号情報の提供を停止するよう請求された利用事業者に通知して、当該登録事業者の契約者にかかる番号情報の提供を停止します。